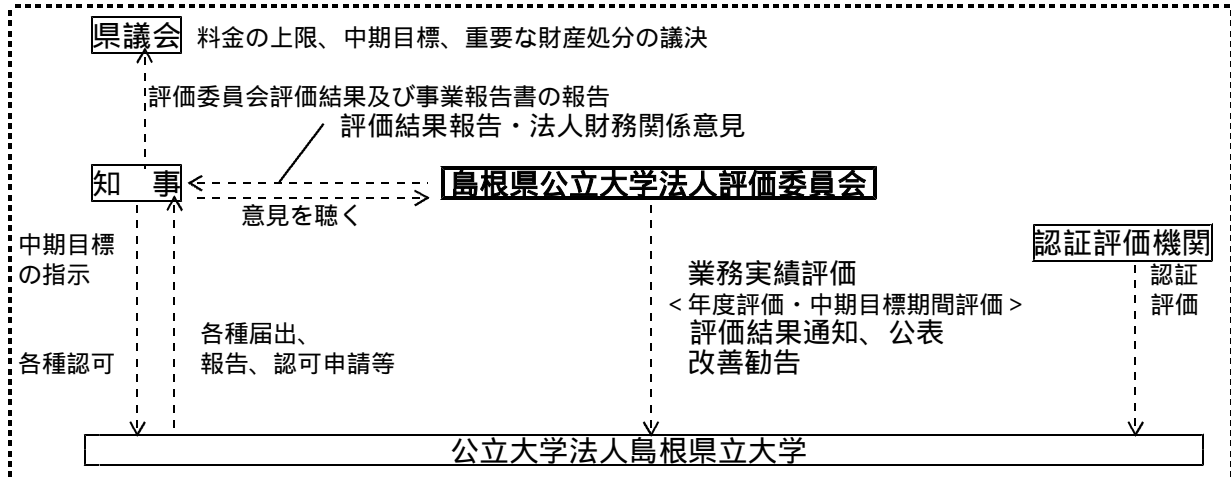


島根県公立大学法人評価委員会の概要

1 設置の趣旨

地方独立行政法人法第11条第1項の規定に基づき、公立大学法人島根県立大学の業務の実績に関する評価及び同法の規定によりその権限に属する事項を処理するため、本県の附属機関として島根県公立大学法人評価委員会を設置する。

2 委員会と関連機関との関係図



3 委員会の業務内容

(法 = 地方独立行政法人法)

項目	業務内容	根拠	
法人の業務実績に関する評価	・各事業年度に係る業務の実績に関する評価	法 28 条 1 項	
	・中期目標の期間における業務の実績に関する評価	法 30 条 1 項	
	・ 認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる。	法 79 条	
	・ 法人に対する評価結果の通知及び業務運営の改善その他の勧告を行う。	法 28 条 3 項 法 30 条 3 項	
	・ 法人に対する評価結果の通知に係る事項、勧告内容を知事に報告し、公表	法 28 条 4 項 法 30 条 3 項	
知事が評価委員会の意見を聴くもの	業務方法書	・業務方法書の認可をしようとするとき	法 22 条 3 項
	中期目標	・中期目標を定め、又は変更しようとするとき	法 25 条 3 項
	中期計画	・中期計画の認可をしようとするとき	法 26 条 3 項
	中期目標期間終了時	・法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方その他の組織及び業務全般にわたる検討を行うとき	法 31 条 2 項
	財務関係	・財務諸表を承認しようとするとき	法 34 条 3 項
		・毎事業年度の残余の額を翌事業年度の中期計画で定める剰余金の使途に充てることを承認しようとするとき	法 40 条 5 項
		・中期目標期間最後の事業年度にかかる積立金を次期中期目標期間の財源に充てることを承認しようとするとき	法 40 条 5 項
・法人が短期借入金の限度額を超えて短期借入金をするを認可しようとするとき		法 41 条 4 項	
・法人が短期借入金を当該事業年度内で償還できないとき、借り換えることを認可しようとするとき	法 41 条 4 項		
・法人が条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供することを認可しようとするとき	法 44 条 2 項		
知事への意見の申し出	・法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準にかかる通知が評価委員会に対してあったとき	法 56 条 1 項	

# 公立大学法人島根県立大学の年度評価実施要領の概要

## 項目別評価（法人と評価委員会が実施）

### 1. 法人による年度計画項目別評価

法人は、年度計画の記載事項ごとに、業務の進捗状況を次の5段階で自己評価。  
 「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目については、5段階評価は行わない。

評点	評 語
5	年度計画を上回って実施している。 (進捗度は10割以上かつ、特に顕著な成果が得られたと判断できる場合)
4	年度計画を十分に実施している。 (進捗度が概ね9割以上)
3	年度計画を概ね実施している。 (進捗度が概ね7割以上9割未満)
2	年度計画を十分には実施していない。 (進捗度が概ね5割以上7割未満)
1	年度計画を大幅に下回っている。 (進捗度が概ね5割未満)

### 2. 評価委員会による検証・評価

法人自己評価の検証

業務実績報告書、追加資料及びヒアリング等を通じ、調査・分析し、法人の自己評価を検証。

中期目標項目別評価

中期目標項目別評価は、中期目標の大項目のうち次の5項目について行う。

新たな大学構想の確立と実現に向けた取り組み 自主的、自律的な組織運営体制の確立 評価制度の構築及び情報公開の推進 その他業務運営に関する重要事項	年度評価項目別評価における各項目の評点平均値により、AA～Dの5段階で評価。
大学の教育研究等の質の向上	特筆すべき点、遅れている点を示す。

AA...中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。(年度評価項目別評価における各項目の評点の平均値が4.3以上)  
 A...中期目標の達成に向けて順調に進んでいる。(年度計画項目別評価における各項目の評点の平均値が3.5以上4.2以下)  
 B...中期目標の達成に向けて概ね順調である。(年度計画項目別評価における各項目の評点の平均値が2.7以上3.4以下)  
 C...中期目標の達成のためにはやや遅れている。(年度計画項目別評価における各項目の評点の平均値が1.9以上2.6以下)  
 D...中期目標の達成のためには大幅な改善が必要である。(年度計画項目別評価における各項目の評点の平均値が1.8以下)

## 全体評価（評価委員会が実施）

中期目標の達成状況又は中期計画の進捗状況を総合的に評価  
 改善すべき事項があれば記載する。  
 次の事項について積極的に評価するものとする。

他大学に模範となる成果が上げられたとき  
 中期目標・中期計画で想定した以上の顕著な成果が上げられたとき